

平成29年6月2日 本会議質問

井出庸生 民進党

民進党信州長野の井出庸生です。ただいま議題となりました「性犯罪規定について、刑法の一部を改正する法律案」について、会派を代表して質問させていただきます。

(本法案の重要性)

冒頭、先日の共謀罪の強行採決に、断固、抗議します。

性犯罪の罰則等については、平成16年第161回国会で、衆参両院の法務委員会の付帯決議の中で、「性的自由の侵害にかかる罰則のあり方について、さらなる検討」が求められました。また、平成22年12月には、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「強姦罪の非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し等を検討すること」とされました。

さらに、本法案が法制審で議論されていた昨年、性暴力の被害当事者の方々が、「当事者の声を反映して欲しい」と、今日まで活動を続けてこられました。長い間の活動のご労苦に、心より感謝申し上げます。

本法案の議論は、苦しみの中から声を上げられた方、さらには、声をあげることができなかつた多くの方々、苦しみの中を歩み続けるご家族、被害者に寄り添い支援にあたってこられた関係者の方々の、努力の結実です。

その、本法案審議よりも共謀罪を先行させた政府与党に強く抗議するとともに、私は、当事者の声を受け止め、本法案に一層の改善を求めてまいります。

(魂の殺人)

フランスの学者、ジョルジュ・ヴィガレロの書いた「強姦の歴史」という本には、画期的と評される1978年の強姦裁判、エクス裁判に関連する言葉として、被害者が「強姦、それは破壊でした。私達そのものを破壊することでした」と、被害者の弁護人が、「強姦の日から、彼女たちは、内面に入り込んで離れない死を抱えて生きなければならないのです」と、それぞれ述べていた旨書かれています。強姦が「魂の殺人」と言われる所以です。

（保護法益と性交類似行為）

強姦罪は、制定当時の家父長制度を前提とした「貞操」、つまり夫に従属する妻の保護を目的としてきたと言われていています。戦後、「貞操」の価値観は否定され、判例・通説では、強姦罪の保護法益は「性的自由の侵害」とされています。

今回の法改正で、強姦罪の構成要件から、「女子を姦淫した」が削除され、性別を問わないこととした点、強姦罪の処罰対象となる行為を拡張した点は、実態に即したものとと言えます。しかし、被害者が性交等と同程度の深刻な被害を負ったとしても、指や異物の、膣・肛門への挿入行為は、強姦罪改め強制性交等罪とはされませんでした。

（保護法益と強制性交等罪）

そこで、強制性交等罪の保護法益は何か、伺います。（問1 法務大臣）

本法案の保護法益は、性的自由のみにとどまるのでしょうか。それとも、提案理由説明で言及された、被害者の人格や尊厳、心身を守ることも保護法益とするのか、端的に答弁を求めます。（問2 法務大臣）

被害者の立場に立てば、指や異物を、膣・肛門へ挿入されるという行為は、性的な侵襲があったという点で、深い傷を負うことは、強姦と変わりません。被害者の人格や尊厳、心身を守ることも保護法益とするならば、これらの行為も強制性交等罪とするべきとの立論も、十分考えられますが、見解を求めます。（問3 法務大臣）

（暴行・脅迫要件～フリーズ、かい離との関係～）

本改正案においても、強制性交等罪は、「暴行又は脅迫」が要件となっています。強姦は不同意だけでは成立せず、被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度の暴行又は脅迫を用いることが要件とされるというこれまでの考え方が維持されました。

14歳の女の子が、恐怖のあまり抵抗できなかったことをもって暴行・脅迫要件を満たさず強姦罪が成立しないとの判例があります。恐怖で身がすくむ、殺されるかもしれないと思って抵抗できない。これは被害者に起こる普通の反応です。

恐怖のあまりフリーズする、あるいは、かい離症状が起きる。こうした反応と、強姦罪の構成要件に暴行・脅迫要件を課すことの合理性についてどのように考えますか。（問4 法務大臣）

(強姦と準強姦)

現行刑法は、177条で強姦罪、178条第2項で準強姦罪を規定しています。強姦と準強姦の違いは構成要件で、強姦は暴行脅迫が、準強姦は、心神喪失もしくは抗拒不能に乗じる、または、そうした状態にさせることが、構成要件となっています。

しかし、強姦と準強姦の法定刑は同じです。強姦も準強姦も、共に、強姦です。

強姦と準強姦を一つにして、暴行脅迫を抗拒不能、心神喪失に陥らす行為の例示とし、強制性交等罪・準強制性交等罪の新たな構成要件として、抗拒不能を中心に一本化した規定をすることは十分検討に値するものと提案しますが、見解を求めます。  
(問5 法務大臣)

(性交同意年齢の引き上げ)

13歳と規定されている「性交同意年齢」の引き上げについては本改正案には盛り込まれていません。問題としたいのは、「同意とは何か」ということです。臨床心理士の藤岡淳子さんの本「性暴力の理解と治療教育」には、真の同意に必要な、6つの要件が挙げられています。

- 一、同意とは、年齢、成熟、発達レベル、経験に基づいて、提示された何らかの性行為が、なんであるかを理解していること。
  - 二、提示されたことへの反応について社会的な標準を知っていること、
  - 三、生じ得る結果や他の選択肢を認識していること、
  - 四、同意するのも、しないのも同様に、尊重されるという前提があること、
  - 五、自発的決定であること、
  - 六、精神的、知的な能力があること、
- 同意する内容を理解し、対等性があり、強制性がないという条件がそろって初めて、真の同意と言えます。

性交同意年齢は、女性の身体的成長時期などから13歳と定められたと聞いていますが、13歳齡が、先の6要件を満たす同意が可能と考えるか、見解を求めます。  
(問6 法務大臣)

(性教育)

同意に関連して、性教育は十分と言えるのか。私は、小、中、高校で、それぞれで広く使用されている教科書の性教育について文部科学省から説明を受けました。

教科書には、主に男女の身体的特徴等の観点からの記載があります。また、中学高校では、お互いの理解、同意についても、多少の記述があります。

性交年齢が低年齢化していると言われる中、本法案の改正を機に、同意や相手を尊重することなど、男女間の心の部分について、性教育で一層取り組むように通達を出すことが、性犯罪、性暴力、性非行を少しでも減らすことにつながると考えます。通達をご検討いただけますでしょうか。（問7 文科大臣）

（監護者性交等罪の新設）

本改正案では監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪が新設されます。本人からの被害申告や暴行・脅迫要件を満たさなくても、「現に監護する者」による性的虐待に対して刑事罰を問うことができます。

「現に監護する者」の典型例として、実親や養親等が挙げられるとのことですが、先ほどの、真の同意の観点から考えてみると、子どもは生活のすべてを親に依存する存在です。対等性がなく、強制性があり、それらの行為について、真の同意は考えられない関係です。本改正案において「影響力があることに乗じて」と規定されていますが、内縁も含め、親であれば、その立場をもって「影響力があることに乗じて」と解釈し、他の要素を必要としないと考えるよろしいでしょうか。（問9 法務大臣）

さらに、「教師」による、被害生徒等の意思に反した性交等も、逆らうこと自体が被害者の生活基盤を失うおそれがある場合は、この規定が適用される可能性はありますか。（問10 法務大臣）

（公訴時効）

幼い頃の近親者による性的虐待は、生涯にわたる大きな影響を与えます。現行法では、強姦罪の公訴時効期間は10年、強制わいせつ罪は7年ですが、未成年への強姦行為等については、成人した後に被害を認識できるようになる可能性もあります。時効をのばすことについては、証拠の散逸等から否定的な考えがありますが、児童ポルノ被害の深刻化などに鑑みれば、被害者が成人もしくは自立してからでも被害申告ができるよう、未成年者を対象に、時効を一定年数停止することも重要な検討事項と考えますが、見解をお聞かせください。（問12 法務大臣）

（捜査の重要性）

全く根拠のない、強姦神話と呼ばれるものがあります。例えば、「強姦の加害者のほとんどは、見知らぬ人である」という声があります。しかし、平成26年の強姦の検挙件数に占める被害者と面識がある被疑者の割合は、50.9%となっています。

先月29日、東京霞ヶ関の司法記者クラブで、一人の女性が記者会見をしました。

報道によりますと、女性は、知り合いの著名なジャーナリストから性暴力を受け、警察が準強姦容疑で捜査したものの不起訴となったため、不起訴処分を不服として、検察審査会へ審査を申し立てたということです。

この事件を最初に提起した「週刊新潮」によれば、著名なジャーナリストには、準強姦容疑で逮捕状が出たものの逮捕に至らず、警視庁の当時の刑事部長が、「私が決裁した。自分として判断した覚えがある」などと、週刊誌の取材に答えています。

管轄の警察署を超えて警視庁幹部が判断したことには、元警察関係者からも疑問の声が上がっています。不起訴となっているこの事件は、警視庁の刑事部長が判断を下す、特別な捜査本部体制が、最初から敷かれていたのでしょうか。（問13 国家公安委員長）

検察審査会への審査申し立ては、公正な捜査を尽くして欲しいという願いに他なりません。

被害者にとって、性暴力が犯罪であるかどうかは、被害者の回復に大きな影響を与えられていると言われています。有罪になれば、自分が悪いのではなく加害者に責任があると、より明確に思うことができ、また、不十分ながらも公的サポートが受けられる、刑事や検察官が頑張っている姿に力をもらえると、「性暴力と刑法を考える当事者の会」代表の山本潤さんは著書の中で述べています。

会見を開いた女性には、励ましの声の一方、会見時の服装など、事件と無関係の批判も見られます。性暴力や性犯罪の被害者への支援は、社会をあげて取り組むべきものです。

国家公安委員長には、この事件について、捜査の経緯を検証し説明する責任があります。「個別の案件にはコメントを控える」という答弁では、捜査の公正さを証明できません。国家公安委員長に、事実関係の確認（問14 国家公安委員長）と、捜査の経緯を検証する意思はあるか、答弁を求めます。（問15 国家公安委員長）

（非親告罪化）

本法案では強姦罪等が非親告罪となりました。被害者のプライバシーをどのように守るのか、答弁を求めます。（問16 法務大臣）

(司法面接)

また、幼い子どもの性犯罪被害、虐待事案の際に、子どもの負担にならないように正確な供述を得るための、司法面接の導入の必要性について、見解を求めます。(問19 法務大臣)

(性暴力被害者支援法案)

性犯罪には厳正な処罰と被害者への適切な支援が必要です。被害者支援のための、ワンストップ支援センター設置を強力に推進する法案を、昨年5野党で共同提案しました。本法案と同時に、この性暴力被害者支援法案もセットで成立させ、両輪で被害者を支えるべきだと考えますが、見解を求めます。(問20 法務大臣)

性暴力被害と向き合い、被害者支援にも取り組んできた山本潤さんは、被害者が認められない社会について、著書で次のように述べています。

「彼らは知らないだけなのだ。そのような恐怖を感じる世界があることを、想像もできないだけなのだ」

この言葉を胸に、性暴力、性犯罪が少しでもなくなるよう、本法案にとどまらず、教育、被害者支援など、多岐にわたり、議論を深めてまいります。以上で終わります。